

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年一月十五日奈良県指令桜土第四七―七号

平成二十七年六月十五日奈良県指令中土第四七―七―一号

平成二十七年十一月三十日奈良県指令中土第四七―七―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十二月九日中土第六七―八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市縄手町一四九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市新泉町三〇二番地、三〇三番地一

有限会社ヤマナカ 代表取締役 山中嘉男